

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 五月 二十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひので小児科 おだ内科 循環器 呼吸器クリニック	下関市梶栗町一一一一一 下関市大字石原一二七コスパ新下関クリニックビル一F	令和 七年 五月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 五月 二十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人むくのき歯科医院	山口市鰐石町五一二〇	令和 七年 五月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 五月 二十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くすのき薬局	周南市楠木一丁目九一二六	令和 七年 六月 一日